

## 宮城県卓越技能者表彰要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、長く同一職業に従事し、卓越した技能をもって業界の振興・発展に寄与した技能者を、卓越技能者として表彰することにより、広く一般社会に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

### (表彰者及び被表彰者)

第2 表彰は、知事が、県内の事業所に勤務する者（被雇用者のほか、家族従業者及び自営業者を含む。）であって、次の各号の全てに該当する者について行う。

- (1) きわめて優れた技能を有する者
- (2) 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- (3) 勤務成績、日常生活等で他の技能者の模範と認められ、人格等においても優れている者、また、過去において禁固以上の刑に処されたことのない者
- (4) 技能を通じて技能者の地位の向上及び産業の発展に寄与した者

### (表彰の方法等)

第3 表彰は、毎年1回、褒状及び卓越技能章をもって行うものとする。

2 褒状の様式は、別記様式のとおりとする。

3 卓越技能章は盾及び徽章とし、その形状及び制式は別表のとおりとする。

### (被表彰者の選定)

第4 表彰を受ける者は、20人程度とし、市町村長又は各職種別団体の長が推薦した者のうちから知事が選定する。

知事は、前項の規定により選定を行うに当たって必要があるときは、有識者の意見を聞くものとする。

### (表彰状等の返納)

第5 知事は、第3に規定する褒状及び卓越技能者章を授与された者が、禁固以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあったときは、これを返納させることができる。

### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、この表彰の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、昭和55年10月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年10月 1日から施行する

附 則

この要綱は、昭和61年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別記様式（第3第2項関係） 褒状の様式

宮城県知事（氏名）印	年 月 日	表彰します 宮城県卓越技能者 として 模範と認められます よって 発展に寄与し他の 技能者の 技能者の 地位の向上及び 産業の あなたは卓越した技能をもつて	褒 状 （職種名） （被表彰者氏名）様
------------	-------	---	---------------------------

賞状の大きさは、日本工業規格A3（297mm×420mm）とする。

別表（第3第3項関係） 盾・徽章の形状及び制式

卓越技能章（盾）の形状	卓越技能章（盾）の制式		
	地 質	木材及び金属	
	大きさ	たて28センチメートル よこ22センチメートル	
	地はだ	黒うるしつやけし仕上げ	
	中央の金属	銀メッキいぶし仕上げ	
	中央の徽章	銀メッキみがき仕上げ	
	プレート部の部	銀メッキつやけし仕上げ	
卓越技能章（徽章）の形状	卓越技能章（徽章）制式		
表 面 	地 質	金属	
	大きさ	直径15ミリメートル	
裏 面 	表 面	文字の部	金仕上げ
		文字のバックの部	金メッキつや消し
		外輪の部	金メッキみがき仕上げ
	裏 面	金メッキみがき仕上げ	
卓越技能章趣旨 16枚の萩の葉をリンクに配列し、中央に古字の“技”の文字を配したもので、光と菊花のイメージをもたせ栄光栄誉を表徴した。			